

政治思想学会会報

JCSPT Newsletter

第 43 号
2016 年 12 月

目 次

[評論]

「である」ことと「ということにしておく」こと——共存象徴と擬制について

松田宏一郎…………… 1

[書評]

民主主義の存続に不可欠な、善き統治について

——Pierre Rosanvallon, *Le bon gouvernement* を読む

古城 毅…………… 7

[会務報告]

2016 年度第 2 回理事会議事録…………… 8

学会報告奨励賞 応募規定 (2017 年度)…………… 10

2017 年度政治思想学会研究大会プログラム (予定)…………… 11

「である」ことと「ということにしておく」こと

——共存象徴と擬制について——

松田 宏一郎 (立教大学)

1

「政治とは、人間の共存と共存象徴との間に存在する矛盾の解決にはかならない」(岡 1972: 57) という、岡義達の指摘がいつも頭の隅に低音のつぶやきとして居座るようになってから相当長い年月がたつ。この言葉はいかにも岡義達らしいとは思いますが、他に出典があるかもしれないと思い、一応、ラズウェル、エーデルマン、ケネス・バークさらにはさかのぼってカッシーラーまで思いつくところはあたってみたが、見つけれなかった。いまのところ岡が考えたフレーズだと思う(もし典拠をみつけた方がいらしたらどうかご教示ください)。

その典拠を調べている過程で、エーデルマンの『政治の象徴作用』(Murray Edelman, *The Symbolic Uses of Politics*)には一箇所だけ、有名なファイヒンガーの『「かのように」の哲学』(Hans Vaihinger, *Die Philosophie des Als Ob*. 初版は1911年)への言及があることを見つけた。エーデルマンは、相克する複数の意味がつかまわれることのある抽象的概念の使用を避けることができない場合、その抽象的概念が真理や仮説だとするよりは、フィクションであると認識することで、情動やステレオタイプに流されることを回避することができ、なおかつ当該概念を用いなければ理解できない事象や命題について記述したり分析したりすることが可能になると考える。そして、「カント主義者の哲学者ファイヒンガーは、今世紀[二〇世紀]はじめにあらゆる学問分野で、分析と創造的思考にとっての不可欠な手段としてのフィクションの使用が広がっている事象に注意を喚起した」と述べる(Edelman 1967: 119)。政治を理解するには内部に矛盾を含む概念

が必要である。

確かに、フィクションの使用法が、人々の情動を喚起し、理性の目を曇らせ、分析的認識を妨害するだけであるといったとらえ方には問題がある。フィクションがフィクションであると認識され、その使用に合意がなされるならば、「人間の共存と共存象徴との間に存在する矛盾」を見極め、対処の仕方を考える手がかりとすることができるかもしれない。「真実の解決方法いまだ備わらざるに先立って擬制[Fiction]を捨てよというのは、あたかも松葉杖[Krücke]をついた跛行者に向かって杖を棄てよというにひとしい」というのは、イエーリングが『ローマ法の世界』の中で述べている言葉であり、末弘巖太郎が「嘘の効用」の中で言及している(Jhering 1965: 288; 末弘 1988: 45. 引用文内の[]は松田による。以下同様)。たいていの(知的)人間には(知的)Krückeが必要である。問題はそのことを政治的議論のただ中で、意識化することが必ずしも簡単ではない点である。

2

政治学ではなくても、似たような事情がある。ハイゼンベルクは『部分と全体』の中で、ボーアとの議論について記している。ボーアは原子の構造について直感的な説明が不可能であることを認めながら、なおかつ科学者はそれを説明し他者の理解を得なければならないという難問を深く認識していた。(以下、ハイゼンベルク 1974: 66-68)⁽¹⁾

ニュートン物理学は、物質の安定性の故に原子の内部では正しくはあり得ないし、それはたかだか、時によって一つの足場を与えてくれるだけです。したがって原子の構造の直感

的な説明も与えることができません。なぜなら、そのような説明には、それが直感的なものでなければならないというまさにそのことによって、古典物理学の概念が使われねばなりません。ところがそのような概念では、現象をもはや把握できないのです。

他方でボーアは言う。

私はこの [自分が提示した] 描像 [Bild] が、古典物理学の直感的な言葉を使って [in der anschaulichen Sprache der klassischen Physik] できる範囲内で、原子の構造をうまく記述することを希望していますし、まさにただそれだけを望んでいます。ここでは、言葉が詩の中における [in der Dichtung] と同じようにしか使えないということについて、はっきりしておかなくてはなりません。詩の中の言葉は、事態を正確に表わすということだけでなく、聴衆の意識の中に描像を生ぜしめ、それによって、人間同志の心の結びつき [gedankliche Verbindungen] をつくり上げるのでなくてはなりません。

ボーアにとっては古典物理学の言葉は詩の言葉である。それは、現象の把握という点では間違っているが、人々の「心の結びつき」によって浮かび上がるイメージ、いわばひとびとが互いの心に投影し合う像が共有されていると認めることで成立する暫定的な理解をもたらす杖である。ハイゼンベルクが「いったいわれわれはいつの日に原子を理解できるようになるのでしょうか？」と訪ねると、ボーアは「われわれは、その時こそ“理解する”という言葉の意味もはじめて同時に学ぶでしょうよ」と答えたという。そのときまでは、「理解する」という言葉の意味も暫定的である。

物理学者ですら (だからこそ?) 詩の言葉に頼らねばならない事情があるとして、「人間の共存」についての説明や理解を成立させるためにはどうしたよいのだろうか。政治の言葉は、詩的描像以外のものではないのだろうか。

人間の共存が制度的形態を獲得した場合、たとえば、「国家」は、詩的描像の限りで個体とみなせるということだろうか。スピノザは次のようにいう。

個物とは有限で定まった存在を有する物のことと解する。もし多数の個体〈あるいは個物〉がすべて同時に一結果の原因であるようなふうの一つの活動において協同するならば、私はその限りにおいてそのすべてを一つの個物と見なす [ut unam rem singularem considero] (スピノザ 2011: (上) 113. 第2部定義7。傍点松田、以下同様)。

人間にとっては人間ほど有益なものはない。あえて言うが、人間が自己の有を維持するためには、すべての人間がすべての点において一致すること、すなわちすべての精神と身体が一緒になってあたかも [quasi] 一精神一身体を構成し、すべての人間がともどもにできるだけ自己の有の維持に努め、すべての人間がともどもにすべての人間に共通の利益を求めること、そうしたこと以上に価値ある何ごとも望みえないのである (スピノザ 2011: (下) 34-35. 第4部定理18 備考)。

専門家の中で議論は分かれるであろうが (柏葉 2007)、considero, quasiといった言い方を素直に読むなら、ここは、現象を正確に記述するというよりは、理解の方便としてそう認めておくと受け取ることはおかしくはない。

3

法学の世界では、フィクションの使用を正当化できるかという問題をめぐる考察の歴史的蓄積がある。「そしてこれらの法のフィクションは、初めは学生諸君をびっくりさせるだろうが、よく考えれば、非常に有益かつ便利であることがわかるだろう」というブラックストンの法的フィクション擁護がある (Blackstone 1893: 42)。これに対し

て、ベンサムは、法的フィクションは近づくと知覚を麻痺させる「有毒な息」であると非難した (Bentham 1977: 411)。

さらにベンサムは『憲法典』(Constitutional Code, 1830) では次のように述べる。

人民を一者または少数者の支配に馴化するために用いられる欺瞞手段 (the instruments of delusion) の中で、人または人の諸集団を指称するにあたって、普通のしかるべき (ordinary and appropriate) 名称を避けて、おびただしい抽象的擬制的な実体 (abstract fictitious entities) の名をもってすることは、その目的にかなうよう案出された手段である [この後に、王を玉座 The Throne と呼ぶとか、法律家を「法」The Law と呼ぶなどの例が挙げられる] (Ogden 1932: cxviii; 岡 1953)。

しかし、フィクションは必ずしもこのような「欺瞞手段」としてのみ作動するわけではない。ケルゼンは「主観的権利という [fiktiv な] イデオロギーが、なぜ個人の自由、自律的人格 [Die autonome Persönlichkeit] という倫理的価値に結びつけられるのかということ、この自由には常に所有が包含されているのだということを見れば、理解に困難なことではない。人間をこの意味において自由な人格として承認しない秩序、すなわち、主観的権利を保障しない秩序、このような秩序はそもそも法秩序としてはみなされるべきではない」(Kelsen 1934: 42-43) と論じた。

「国家」という、意味が重層的に詰め込まれた共存象徴であっても、「法理上」はフィクションでかまわないという割り切り方をすることはできる。穂積八束は帝国憲法に対する「法理上」の論究範囲を区切る宣言をしていた。

法理上にいわゆる国家とはこの統御の主体といふに外ならず。ゆえに法理上の国家は国土にもあらず、人民にもあらず、また国土人民の合併したる者にもあらず。学者によりその

説を異にし、国家は国土と人民の合したる者なりとか、あるいは国家は有機体なりとかいふ説あれども、それは国家学上の解釈にして決して法理上の解釈にあらず国家が無機体なるや有機体なるや其は法理上にて少しも論究するの必要なし (穂積 1943: 13)。

穂積「法理」上は国家が有機体であるかどうかといった議論、つまり国家が社会的事実としてはどのようなものなのかという問題にはかかわらないことにするという。

この割り切り方は、法学を「学術」として保護するためには必要だったのであろう。しかし、やがて政治の世界で暴走した有機的個体としての国家という考えに浸食されて理論としては腰砕けになってしまう上に、その理論の担ぎ手は、それほど深い反省もなく理論の骨格を変えていってしまった。

4

おそらく政治 (学) にとって共存象徴としてのフィクションの最も重要な役割は、それが提示する解釈と価値へのコンセンツの調達である。

ところが、為政者は抽象概念に依拠して、あるいはそれを権力の正当性の根拠として、統治をおこなうべきではないという主張は近世から見られる。日本社会では、それでは「心服」が調達できないからである。

たとえば、伊藤仁斎は「善を善として悪を悪とするも、亦理の常なり。……然ども聖人皆然らざる [罰と憐れみのバランスを失なわない] 者は、理の字に依て以て天かの事を断ずるべからざることを見るに足る。故に凡そ事専ら理に依て断決するときは、則残忍刻薄の心勝て、寛裕仁厚の心寡し。上徳菲薄にして、下必傷損し、人亦心服せず」(伊藤 1966: 139) という。仁斎によれば「理はもと死字」(伊藤 1966: 141) であり、それによって「活物」である実際の社会を統治し、人々の「心服」を得ることは難しい。

共存象徴を言語に託すのではなく、「礼」とい

う実践そのものに人々をまきこむことで、顕現させてしまうべきであると論じた荻生徂徠は、興味深いことにその「礼」が「義」、すなわち経典(具体的には『詩』と『書』)に記述された礼の意義の説明に合致することを証明する(「徴」)必要があるという(荻生 1973a: 510-511)。

徂徠にとって「義」はフィクションではない。それは聖人が制作した「礼」の意義を、具体的な人々の心理状況(「天下の人情」)と、それを正しく導く聖人ならでの実践(「天下の正法」)に即して言葉にしたものである。ただし、民が「義」の内容について、言語による記述を吟味して評価するとは考えておらず、ただそこに「徴」があるとするだけで、十分に「信」は確立すると徂徠はいう(高山 2016: 324-325; 松田宏一郎 2016b)。

徂徠の狙いでは、人々は「道」を理想としたり、それによって望ましい秩序を実現しようと意識するのではなく、個々の制度が期待する実践のやり方にしたがってさえいけばよい。権力の側からいえば、諸行為を秩序の中で意味づけるために、積極的に「道」とは何かを説明したり周知させる必要はない。

社会契約論が紹介されるとどうなただろうか。『欧米政典集誌』1887年2月3日に紹介された、シジスモン・ラクロワ「非主権在民論」(小山久之助訳・中江兆民訳)は、「人民」というフィクションが、現実の諸個人を抑圧するために都合の良い欺瞞手段として機能することを警戒していた。

ルーソーのいわゆる人民の物たる本人類の外に在てその実形なきものなり。既に実形なし則ちその行ふ所もとより誤謬あるの理なし。これあに至妙の道理に非ずや。嗚呼ルーソーの徒のいわゆる人民なる者は架空の一体のみ実質なきの物たるのみ。……それ真個の人民なる者は現に此世に棲息するところの各個人に相聚りて成るものたれば、則ちその思惟する所もまた各個人の如くならざるべからず。さらに詳にこれを言へば、各個人の心に思ふ所にして善悪相雑れば則ち人民の思ふ所

もまた善悪相雑る者たらずんばあらず(ラクロワ 1887. ルビは原文)。

兆民は、フィクションの危険性について知る機会があったということになる。ラクロワは、あくまで「一般意思」を架空という意味のフィクションと見なし、これに対抗する実体を「個人」とし、フィクションが実体を抑圧する可能性のある制度を正当化したとして、ルソーを強く批判した。

『民約訳解』を読むとわかるが、兆民にとって「民約」の「民」は共存象徴ではなく、「活潑」にその本来の「性」を発揮することで成立する共存事実そのものだったので、「民」の意思がコントラクトによる構成物であるという論理に、兆民は従っていない(松田 2016a: 第9章)。

5

ニーチェの言葉、「人間は自由だからではなく、自分が自由であると思っているから、悔悟の念や良心の呵責を覚えるのである」(ニーチェ「人間的なあまりにも人間的な」39節)から、ファイヒンガーは、「自由であると思っていること」が道德の根柢となる、という主張を引き出した(Vaihinger 1922: 573)。他方、そのファイヒンガーを読んだ森鷗外は、「倫理」や「刑法」が「無意味」にならないよう、しかたなくそのように考えることにしよう、というシニカルなあきらめを短編「かのように」(1912年)の登場人物にいわせた(森鷗外 1992: 144)。自由意志というフィクションによってこそ人は道徳的たりうるという考え方は、何か奇妙な感じがしたのであろう。これは推測に過ぎないが、鷗外は、このフィクションと道德との関係について、理想を掲げれば人は熱意をもって活動するという意味に転化する気配を嗅ぎ取り、そんな煽り立てはごめんだという回答をしたのではないだろうか。

政治(学)にとってフィクションは、それがどんなに立派なようでも、あるいは立派であるほど、所詮ホットなイデオロギーで、嘘くさく、暑苦しいのが通例である。クールな装置としてのフ

イクシオンの効用を認めようというのは職業的法学者の世界ではありえたが、法学者ですら「皇位」や「国家」や「民」を、それとして扱うには相応の勇気が必要であり、政治（学）的議論の中では、もっと面倒な工夫が必要であった。

丸山眞男が福澤諭吉に仮託して述べた、フィクションこそが個人を自由な主体に鍛え上げるといふ主張は、その面倒さに立ち向かった思想家がいたことを期待してのものであろう。しかし、それ自体が一種のフィクティヴな構成になっているのは、意識してのものだろうか。

さきにわれわれは福澤における主要な命題が悉く条件的な認識であり、いわば括弧付で理解さるべきことを知った。そうしてそこにパースペクティヴを絶えず流動化する彼の思考の特質を見た。その意味においては、人生は遊戯であるという命題は彼の付けた最大の括弧であるということが出来る。遊戯とはジンメルも述べている様に人間活動からそのあらゆる実体性を捨象して之を形式化するところに成立つところの、最も純粋な意味でのフィクションである。そうしてフィクションこそは神も自然も借りない全く人間の産物である。福澤は人生の全体を「恰も」という括弧につつま、是をフィクションに見立てたことによって自ら意識すると否とを問わずヒューマンイズムの論理をぎりぎりの限界にまで押し詰めたのであった（丸山 2001: 112）。

「神も自然も借りない」という箇所は、ケルゼン『純粹法学』にも似た表現がある。丸山がここで提示する「福澤諭吉の哲学」もフィクションである。では、これをどうやってクールな装置として作動させようか。

注

- (1) 来栖三郎『法とフィクション』（東京大学出版会、1999年）は、フィクションとしての自由意志を考察するにあたって、古典物理学における因果法則論に対する量子力学の議論を参照している（来栖: 283-312）。

引用文献

- 伊藤仁斎（1966），『童子問』，家永三郎他編『日本古典文学大系 97 近世思想家文集』，岩波書店。
- 岡義達（1953），「権力の循環と象徴の選択」，『国家学会雑誌』，66（11，12）。
- 岡義達（1972），「政治」，フランク・B. ギブニー編『ブリタニカ国際大百科事典 11』，ティービーエス・ブリタニカ。
- 荻生徂徠（1973a），『経子史要覧』，島田虔次編輯『荻生徂徠全集』第一巻，みすず書房。
- 荻生徂徠（1973b），『弁道』，吉川幸次郎他編『日本思想大系 36 荻生徂徠』，岩波書店。
- 柏葉武秀（2007），「国家は個体なのか：スピノザ政治論をめぐるある論争について」，『北海道大学文学研究科紀要』，122，pp. 1-31。
- 来栖三郎（1999），『法とフィクション』，東京大学出版会。
- 末弘巖太郎（1988），「嘘の効用」，川島武宜編『嘘の効用上』，富山房。
- 高山大毅（2016），『近世日本の「礼楽」と「修辞」——荻生徂徠以後の「接人」の制度構想』，東京大学出版会。
- 穂積八束（1943），「帝国憲法の法理」，穂積重威編『増補版 穂積八束博士論文集』，有斐閣。
- 松田宏一郎（2016a），『擬制の論理 自由の不安』，慶應義塾大学出版会。
- 松田宏一郎（2016b），「近世国家とレジティマシー——徂徠学の視点」，『思想』1112。
- 丸山眞男（2001），「福澤諭吉の哲学」，松沢弘陽編『福澤諭吉の哲学 他六編』，岩波文庫。
- 森鷗外（1992），「かのように」，『森鷗外 〈ちくま日本文学全集〉』，筑摩書房。
- Bentham, Jeremy (1977), *The Collected Works of Jeremy Bentham: A Comment on the Commentaries and A Fragment on Government*, J. H. Burns and H. L. A. Hart, eds., Oxford: Oxford University Press.
- Blackstone, Sir William (1893), *Commentaries on the Laws of England in Four Books*, Notes selected from the editions of Archibald, Christian, Coleridge, Chitty, Stewart, Kerr, and others, Barron Field's Analysis, and Additional Notes, and a Life of the Author by George Sharswood, in Two Volumes, Volume II, Philadelphia: J. B. Lippincott Co.
- Edelman, Murray (1967), *The Symbolic Uses of Politics*, Urbana, IL: University of Illinois Press. (邦訳にマーレー・エーデルマン (1988), 『政治の象徴作用』法貴良一訳, 中央大学出版部があるが未見)。
- ハイゼンベルク, ヴェルナー (Heisenberg, Werner) (1974), 『部分と全体——私の生涯の偉大な出会いと対話』山崎和夫訳, みすず書房; Heisenberg, Werner

- (1969), *Der Teil und das Ganze: Gespräche im Umkreis der Atomphysik*, München: R. Piper & Co. Verlag.
- Jhering, Rudolf von (1865), *Geist des römischen Rechts auf den verschiedenen Stufen seiner Entwicklung*, Teil 3, Bd. 1, Leipzig: Breitkopf und Härtel.
- Kelsen, Hans (1934), *Reine Rechtslehre: Einleitung in die rechtswissenschaftliche Problematik*, Leipzig and Vienna: F. Deuticke.
- ラクローワ, シジスモン (Lacroix, Sigismond) (1887), 「非主権在民論」小山久之助訳・中江兆民関, 『欧米政典集誌』, 12; Lacroix, Sigismond (1878), 'De la souveraineté du peuple', *La Science politique. Revue internationale*, Directeur de publication, Émile Acollas, 1878-1879. これは合冊になっており、1878部分のpp. 37-46. フランス国立図書館所蔵番号 8-R-4079. なお名古屋大学図書館にも同誌が所蔵されており (請求記号 S0710)、こちらでは、同誌 no. 1 (avril 1878), pp. 31-38.
- Ogden, Charles Kay (1932), *Bentham's Theory of Fictions*, London: Kegan Paul, Trench, Triebner & Co..
- スピノザ (Spinoza, Benedictus de) (2011), 『エチカ (倫理学)』, (上) (下), 畠中尚志訳, 岩波書店.
- Vaihinger, Hans (1922), *Die Philosophie des Als-Ob*, Leipzig: Felix Meiner. 鷗外が読んだのはおそらく 1911 年版であろうが、ここでは 1922 年版を使用した。

民主主義の存続に不可欠な、善き統治について

——Pierre Rosanvallon, *Le bon gouvernement*, Seuil, 2015 を読む——

古城 毅 (学習院大学)

近年、既存の統治者層に対する国民の不満・不信が民主主義諸国の政治体制を揺るがしているが、本書はこの危機を乗り越えるための提言の書である。著者ロザンヴァロンはフランス革命以降のフランス政治思想史の専門家であると同時に、現代のフランス・欧米諸国の民主政に関する理論家でもあり、さらに近年は学術出版や言論サイトの代表も務めるフランスの主要な言論人である。その著作は次々と英訳されている。

ロザンヴァロンによれば、今日の政治学の緊急課題は善き統治 *Bon gouvernement*——善き統治者による真に民主的な権力行使——を実現する方法を見出すことである。なぜなら、近年の民主主義諸国では、統治者（大統領、首相など）への権力集中、および議会が持つべき民意代表機能の低下が生じており、それにも拘らず、政治不信を利用した独裁を回避し、民主主義を存続させるためには統治の質確保が不可欠だからである。

善き統治とはどのようなものか。ロザンヴァロンによれば、それは三つの要素——被治者が政策決定の理由・正当性を理解しうること、失政の政治責任が問われうること、ならびに統治者が被治者の要望を十分に考慮すること——を兼備し、そのことによって被治者からの支持を獲得しうる統治のことである。そして善き統治者とは、その清廉さ、実直さによって被治者の信頼を獲得しうる政治指導者のことである。

ロザンヴァロンは現代世界において善き統治・善き統治者の確保が容易ではないことを認める。まず、被治者が政策決定の理由を理解することは、統治者と被治者の仲介者たるべき議会の機能低下、グローバル化に伴う政策決定過程の不透明化、インターネットの普及による情報の氾濫などによって困難になった。つぎに、統治者の政治責任の追及については、弾劾やリコールに訴えれば

政治の不安定化を招き、またそもそも政策決定過程の不透明化が責任者の特定を難しくしている。さらに、選挙時以外に被治者の要望を統治者に伝える方法としては、かつては請願やデモが存在したが、請願は20世紀初頭に衰え、デモは社会の多様な声よりも、組織された特定集団の声を表明する手段に堕しやす。そして世論調査は統治者の人気を測る手段、国民投票は統治者側で設定した問題の決定手段に過ぎず、社会の多様な声を統治に反映する仕組みとはいえない。最後に、統治はその本性上、欺瞞や腐敗と切り離しがたいのに加えて、政治不信の高まりによって優秀な人材が政界入りを忌避する傾向が強まる現在、清廉かつ実直な統治者が登場する可能性は大きくない。

それでもロザンヴァロンは諦めない。彼は、市民からの寄付金を経済基盤とする民主的なメディアと、専門家と抽選で選ばれた一般市民とによって構成される中立的で独立の委員会に期待を寄せる。フランスをはじめ各国で限定的ながら実現されつつあるこうしたメディアと独立委員会は、中立的な状況分析に基づく政策課題の提示、統治者の課題達成度の評価、統治者の腐敗の監視などを担い、それによって統治の質の改善に寄与するだろうとされる。

本書に対しては物足りなさを覚える読者もいるだろう。善き統治実現を阻害する諸条件——グローバル化、経済的不平等の拡大、インターネット——に関する考察は殆どなされていない。また、改革が実現されれば、被治者は善き統治を支持するという主張は、人の情動・権力欲を看過した根拠の弱い性善説ではないかと批判することも可能だろう。しかし、フランス・欧米諸国における、過去二百年間の様々な理論や実験を豊富に紹介しながら、民主主義の課題に取り組む本書はやはり貴重な成果と言えるだろう。

学会報告奨励賞 応募規定 (2017 年度)

1. 趣旨

本学会報告奨励賞は、政治思想学会研究大会において研究発表を行う者に対して、大会会場への移動に要する旅費（交通費・宿泊費）を支援するために設けるものである。

2. 応募資格

①政治思想学会の会員であること。

②日本国内に在住し、日本からの旅費を要すること。

③博士課程在学者、専任職（学振研究員等を含む）についていない者、学振DC、学振PD、助教等任期付きの職についている者。選考では、この順で優先するものとする。なお、身分は応募締切日時点のものとする。

3. 応募条件

①次年度の政治思想学会研究大会で発表する者。なお、自由論題での発表を考えている者は、別途「自由論題」の報告者募集に必ず応募すること。

②〈研究大会自由論題の締切と同じ日付〉までに応募すること。

4. 応募方法、結果発表、発表後の提出書類

①次の書類を上記期間に、事務局宛に送ること。応募メールの件名を「学会報告奨励賞応募」と明記すること。

(1) 履歴書

(2) 業績書

(3) 他組織からの援助のないものを原則として優先するので、申請時にほかの組織による援助を申請中か、あるいは援助を受けることが決定したものは、業績書にその旨明記すること。

②審査結果は11月末までに応募者に通知する。給付枠は若干名とするが、予算状況を勘案して柔

軟に運用する。

③発表終了後に領収書（旅費・宿泊費）を提出すること。

5. 支給額

交通費：4万円以内の実費。鉄道・飛行機などの座席種別がある場合は最も低いランクの座席を使用し、可能な限り低廉な割引料金を使用する。具体的な規定は事務局の判断によるため、切符購入の前に事務局と相談のこと。

宿泊費：1万円以内の実費。

6. 注意事項

①本賞の受賞者が、他の組織や受賞者の所属機関等から同様の給付を二重に受けることは堅く禁止する。こうした二重給付の事態が生じないよう、応募者には特に留意が必要である。

②実施の具体的過程や支給額等については最終的に事務局が判断することとなるので、切符の購入や宿泊施設の予約前に事務局と相談の上予約手続きを進めること。

2017 年度政治思想学会研究大会プログラム (予定)

日程：2017 年5月27日(土)、28日(日)

会場：早稲田大学

統一テーマ：政治思想における「保守」の再検討

◆5月27日(土)

10:30～13:10 シンポジウムⅠ 保守主義の誕生

司会 野口雅弘(立命館大学)

報告 佐藤一進(京都精華大学)「バークは保守主義者なのか」

押村高(青山学院大学)「伝統の発見、社会の保全、統治の持続——モンテスキューは保守主義の先駆者か」

米原謙(中国人民大学講座教授)「日本における保守主義思想の地下水脈」

討論 犬塚元(法政大学)

13:10～14:30 休憩／理事会

14:50～17:30 シンポジウムⅡ 保守の多様性

司会 梅森直之(早稲田大学)

報告 井上弘貴(神戸大学)「戦後アメリカ社会の変容と新保守主義——ニュー・クラスをめぐる議論を中心に」

石井知章(明治大学)「中国社会主義国家における保守と守旧——「左派」を軸とする思想状況をめぐり」

池内恵(東京大学)「グローバル言説圏における『イスラーム』をめぐるリベラル／保守の位相」

討論 添谷育志(明治学院大学名誉教授)

17:40～18:10 総会

18:30～20:30 懇親会

◆5月28日(日)

9:20～12:20 自由論題

分科会A

司会 辻康夫(北海道大学)

報告 鹿子生浩輝(鹿児島大学)「ルネサンス・フィレンツェの政治思想——マキアヴェッリとグイッチアルディーニの共和国理論」

柏崎正憲(東京外国語大学)「自由、勤勉、安全 ジョン・ロックのリベラル国家における合理性と共通善」

熊谷英人(明治学院大学)「フィヒテ、マキアヴェッリを読む——「統治」の論理へ」

松井陽征（明治大学）「M・オークショットの政治思想における「保守的なもの」再考——『人間営為論（行為論）』における近代国家と教育の関係をめぐる考察を中心として」

分科会B

司会 萩原能久（慶應義塾大学）

報告 馬路智仁（早稲田大学）「トランスアトランティックな共鳴——アルフレッド・ジマーン（1879-1957）とホラス・カレン（1882-1974）の多文化共生論」

原和樹（名古屋市立大学大学院）「未来世代に対する責務の根拠——世代間正義論の一考察」

阿部崇史（東京大学大学院）「過酷な政策批判に対する運の平等主義からの非多元主義的応答の可能性」

内藤葉子（関西大学）「マリアンネ・ヴェーバーにおける倫理的主体としての女性像の構築——ドイツ・リベラリズムと女性運動の交差点から」

分科会C

司会 大澤麦（首都大学東京）

報告 岡田拓也（立正大学）「ジェレミー・テイラーの寛容論——アングリカンの系譜の中で」

小田英（早稲田大学）「宗教改革における中世のキリスト教共同体から近代の主権論への転換？」

原田健二郎（慶應義塾大学）「近年の政治神学における「教会論的転回」——S・ハワーワースとJ・ミルバンクを中心に」

関口佐紀（早稲田大学大学院）「ルソーの市民形成論における狂信者と無神論者の位置づけ」

12：20～13：30 休憩／理事会

13：40～14：40 総会

14：10～16：50 シンポジウムⅢ 保守の現在

司会 森川輝一（京都大学）

報告 布施哲（名古屋大学）「宗教原理主義と〈反〉保守主義——レオ・シュトラウスの視座から」

檜村愛子（愛知大学）「ジェンダー・家族をめぐる保守」または「ジェンダー・家族をめぐる保守の分析」

施光恒（九州大学）「新自由主義、ナショナリズム、保守主義——リベラルな「脱グローバル化」の探究」

討論 宇野重規（東京大学）

2016年12月20日発行 発行人 飯田文雄 編集人 宇野重規
政治思想学会事務局 〒819-0395 福岡県福岡市西区元岡744
九州大学大学院比較社会文化研究院 鏑木政彦研究室内
E-mail : admin-jcspt@scs.kyushu-u.ac.jp

会員業務(退会・会費納入・名簿記載事項変更・会報発送・学会誌発送)
(株) アドスリー 〒164-0003 東京都中野区東中野 4-27-37
Tel : 03-5925-2840 Fax : 03-5925-2913
学会ホームページ : <http://www.jcspt.jp/>